

早川中央地区の都市計画に関する素案閲覧と公述受け付け

▶県都市計画課と市都市計画課で素案の閲覧と公聴会での公述申し出の受け付け▶時 12月22日(火)~1月19日(火)▶場 県都市計画課(☎045・210・6175)、市都市計画課▶公聴会▶時 2月3日(水)19時から(公述申し出がない場合は中止)▶場 市役所314・315会議室▶定 20人(申込順)▶申 1月25日から市都市計画課☎70・5625

「これで変わる!からだ歩き方教室」~コロナに負けない!元気シニアのための体験教室その4~

オリンピックマラソン日本代表としてメキシコ、ミュンヘン、モントリオールと連続出場した宇佐美彰朗さんによる効果的なウォーキングの講義と実技。▶時 12月10日(木)9時30分~11時30分▶場 IIMURO GLASS 市民スポーツセンター▶市内在住で60歳以上の方▶定 30人(申込順)▶動きやすい服装・運動靴(雨天時は体育館履き)▶氏名(ふりが



な)、年齢、住所、電話番号を高齢介護課☎70・5616かMAIL wm.705616@city.ayase.kanagawa.jp(メールの場合は件名に「歩き方教室参加申込」と明記)

お知らせ

教育委員会点検・評価報告書の公表 市教育委員会では、昨年度の教育委員会会議や同委員会の活動、教育振興基本計画後期実行計画に掲げた重点取り組みを対象として点検・評価を行い、その結果に関する報告書を公表しました。市ホームページで公開しているほか、教育総務課、市役所情報公開コーナーでも閲覧できます。▶同課☎70・5649

勤労者住宅資金利子補給制度

市内に住宅を新築、購入、増改築するため、市が指定する金融機関から住宅資金の融資を受けた勤労者を対象に、支払った利子の一部を最長で60か月間補給します。平成27年1月1日以降の借入金に対し、令和2年1月1日~12月31日までに支払った利子対象。詳細は市ホームページ参照。▶1

月4日~29日に必要書類を持参し、工業振興企業誘致課(☎70・5661)へ直接

固定資産の申告・連絡

●償却資産の申告はお早めに 償却資産は、土地や家屋と同じく固定資産税の対象となり、申告に基づいて評価額を決定します。市内で事業を営んでいる法人や個人で、事業用資産(償却資産)がある方は、来年1月1日現在の資産内容を2月1日までに申告してください。

●建物を取り壊したら連絡を 固定資産税は、毎年1月1日現在に所有する建物に課税されるので、建物を取り壊した方や予定している方は、連絡してください。▶課税課☎70・5626

新型コロナウイルス感染症に関する令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の税負担を軽減するため、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋と償却資産に対する固定資産税と都市計画税の課税標準額を事業収入の減少割合に応じて0か1/2とします。詳細は市か中小企業

庁ホームページ(URL https://www.chusho.meti.go.jp)参照。▶1月4日~2月1日に特例申告書(認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの)、収入減を証する書類、特例対象家屋の事業用割合を示す書類を課税課(☎70・5626)へ直接。償却資産については令和3年度償却資産申告書も併せて提出してください。

ひとり親世帯臨時特別給付金の申請 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経済的な影響を受けたひとり親世帯の生活を支援するため、臨時特別給

市民からのお知らせ

※新型コロナウイルス感染症の影響により、催しなどが中止や延期になる場合があります

募集

旧東海道歩き旅② 江戸期の東海道を、途中の史跡を見学しながら10km前後を歩く。▶時 12月12日(土)9時~12時▶場 JR茅ヶ崎駅改札口前集合▶中 中学生以上▶費 300円(高校生以下100円)▶綾瀬市史跡ガイドボランティアの会▶12月8日~10日に小山内☎76・3817(9時~12時)

2/1号原稿は12/18締め切り

付金を支給します。詳細は市ホームページ参照。▶2月26日までに子育て支援課☎70・5664

厚木愛甲環境施設組合事業報告会

令和7年度に厚木市金田地区で稼働予定の同組合ごみ中間処理施設整備

事業の進捗状況について、事業報告会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止し、同組合ホームページ(URL https://www.atsugi-aiko.com/)で報告内容を掲載します。▶12月1日から公開▶同組合☎046・297・1153

計画、条例への意見を募集 パブリックコメント手続き

▶内容 ①綾瀬市公共施設再編計画(案)②第3次あやせ男女共同参画プラン(案)③綾瀬市学校施設再整備方針・長寿命化計画(案)④綾瀬市災害廃棄物処理計画(案)⑤企業の立地促進等に関する条例の一部改正(案)▶期間 12月2日~1月6日▶閲覧・配布場所 行政資料コーナー、情報公開コーナー、中央公民館、各地区センター、寺尾いずみ会館、南部ふれあい会館、保健福祉プラザ、綾北福祉会館、企画課(①②のみ)、教育総務課(③のみ)、リサイクルプラザ(④のみ)、綾瀬市商工会・工業振興企業誘致課(⑤のみ)のほか、市ホームページにも掲載▶申 市内在住・在勤・在学の方、事務所などの所有者、納税義務者▶提出方法 氏名、住所、意見などを明記し、1月6日(消印有効)までに①②は〒252-1192市役所企画課(☎70・5635②☎70・5657)へ郵送、FAX 70・5701、MAIL ①wm.705635@city.ayase.kanagawa.jp②wm.705657@city.ayase.kanagawa.jpか直接、③は〒252-1192市役所教育総務課(☎70・5650)へ郵送、FAX 70・5705、MAIL wm.705650@city.ayase.kanagawa.jpか直接、④は〒252-1192市役所リサイクルプラザ(☎70・5667)へ郵送、FAX 76・9523、MAIL wm.705667@city.ayase.kanagawa.jpか直接、⑤は〒252-1192市役所工業振興企業誘致課(☎70・5661)へ郵送、FAX 70・5703、MAIL wm.705661@city.ayase.kanagawa.jpか直接▶計画内容に関する説明会(①のみ)▶時 12月19日(土)14時~15時30分▶場 南部ふれあい会館▶定 40人(申込順)、▶時 12月19日(土)18時~19時30分▶場 寺尾いずみ会館▶定 40人(申込順)、▶時 12月20日(日)10時~11時30分▶場 保健福祉プラザ▶定 50人(申込順)▶申 12月18日までに氏名、住所、連絡先を企画課☎70・5635

あなたの心に残っている「思い出の味」は?

料理の一皿には、取り巻く環境や人々とのつながりの記憶が凝縮されています。綾瀬市食生活改善推進協議会が作成した「エピソード付きのレシピ集」から、思い出の味を紹介します。

《紅白なます》 (材料・作りやすい分量)ダイコン500g・ニンジン30g
エネルギー237kcal、塩分相当量6.2g
④(酢大さじ3・砂糖大さじ5・みそ大さじ5)
[落花生、ユズ各少々]

《作り方》 ①ダイコンは皮をむき、斜め切りにしてから千切りにする(これを「なます切り」という) ②ニンジンはごく細かい千切りにする(ダイコンは塩をふってもむと痩せるが、ニンジンは変化が少ない) ③ダイコンは塩小さじ1程度、ニンジンは塩少々をふり軽くもんで、しばらく置き、しんなりしたらきつくもみ10分ほど置く ④④と、いった落花生のすったものを合わせておき、ダイコンとニンジンの水気をきつく絞り、混ぜ合わせる ⑤器に盛り、ユズの皮の千切りをのせる

《同会会員のエピソード》 紅白は昔からおめでたい色の取り合わせとされています。味の濃いおせちが多い中で紅白なますはさっぱりとして欠かせません。落花生を入れることで、栄養価も増しておいしくいただけます。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、家庭で調理を楽しむ時間が増えました。今だからこそ自宅で楽しく、さまざまな記憶に思いをはせながら食を通じた健康づくりに取り組みましょう。 ▶健康づくり推進課☎77・1133

優良技能者等表彰

11月9日、オーエンス文化会館で同表彰式典を開催しました。被表彰者は次のとおりです(順不同、敬称略)。 ▶技能功労者(55歳以上の技能者で同一業種に30年以上従事し他の技能者の模範となる方)▶嶋貫勝美(金属プレス工)▶技術・技能継承者(技術・技能の指導的地位にある方で企業の枠を超え、技術・技能の継承の取り組みを3年以上継続して実施している方)▶海老澤克巳(美容)▶小野坂勇人(電気工事士)▶小島智恵子(美容)▶梶山昇(金属プレス工)▶商工会長表彰▶優良事業所9事業所▶優良従業員10人▶その他 若手溶接技能者の技術レベルを競う技能競技大会である、あやせ技能五輪の表彰も行い、市長賞に勝賀瀬隆也氏(鶴盛工業(株))、商工会長賞に山新田康司氏(株)中島製作所)が表彰されました ▶工業振興企業誘致課☎70・5661

12月4日~10日は「人権週間」

インターネット上での誹謗中傷や新型コロナウイルス感染症による感染者やその家族、医療従事者や外国から帰国された方などへの不当な差別、偏見、いじめなどの心ない行為は決してあってはならないことです。不確かな情報に惑わされることなく、一人一人が人権を尊重する重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮して、冷静な判断、正しい行動を心掛けましょう。 差別や嫌がらせなどでお悩みの方は一人で悩まず気軽にご相談ください。 ▶人権擁護委員による人権身上相談 毎月第2月曜日(12月は14日)☎70・5605 ▶女性の人権ホットライン110番 ☎0570-070-810 ▶みんなの人権110番 ☎0570-003-110 ▶子どもの人権110番 ☎0120-007-110 ▶市民課☎70・5605

イベント&ニュース 健康アイ 情報プラザ HOT&ほっと